

むろらん



市政だより

昭和51年

5月

1日

No. 387



青空防火教室～ 4月23日港北町4丁目～

あした
「**幸せを明日につなぐ火の始末**」
春の火災予防運動実施中

空気が乾燥して火災が発生しやすく、風が強いので、ちょっとした不注意が大火となりやすい時期です。この恐ろしい火災から命と暮らしを守るためにも、ご家庭で、職場で、また野山での火の取扱いにはより一層の心くばりをして下さい。

また、消火器は、ただ備えているというだけでなく、すぐ使えるところに置いてあることはもちろんのこと、いざというときには、すぐ使えるように使用方法等も習熟しておきましょう。

(関連記事7面)

地方税法の改正に伴い 市税条例の一部を改正

昭和五十一年度地方税法の一部改正に伴い、市税条例の一部が改正されましたので、その主な内容についてお知らせいたします。

住民税

一、均等割の税率の改正

個人の均等割については、昭和二十六年以来据置かれておりましたが、此度地方税法の改正に伴い市税条例もこれに準じて改正され、また、法人の均等割につきましても個人との均衡上それぞれ改正されました。

▼個人

区分	改正	改正前
市民税	1,200円	400円
道民税	300円	100円
計	1,500円	500円

※昨年度においては、給与所得者で四十三万七千五百円（給与所得控除分）以下の方は均等割は課税されませんでした。改正で均等割のみを課税される世帯のうち家族一人につき十三万円の控除制度が創設されました。従って給与所得者の標準世帯（夫婦と子供二人の場合百二万円）十三万×四人十五万円（給与所得控除分）以下の方は均等割は課税されなくなりました。

▼法人

区分	改正	改正前
資本の金額又は出資金額が1億円を超えかつ、従業員が100人を超える法人	24,000円	4,000円
資本の金額又は出資金額が1億円を超えかつ従業員が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人	12,000円	
資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等	7,200円	2,400円

※この改正は、昭和五十一年四月一日以降に終了する事業年度より適用されます。

二、非課税限度額の引き上げ

障害者、未成年者、老年層又は寡婦で前年中の所得の金額が六十万円以下である方は非課税とされておりありますが、これが七十万円に引き上げられました。（これにより給与所得者の場合、昭和五十年中の収入が百二十万円以下である方は非課税となります。）

三、その他の改正

(一) 白色申告者の専従者控除の控除限度額が三十万円から四十万円に引き上げられました。
(二) 医療費控除の定額基準十万円が五万円に引き下げられ、又控除限度額百万円が二百万円に引き上げられました。

固定資産税及び都市計画税

土地の固定資産税及び都市計画税の算定方法が一部改正されました。

土地にかかる固定資産税及び都市計画税については、昭和五十一年度の評価替えに伴って、今回地方税法の一部が改正され、昭和五十一年度から五十三年度までの各年度分の税額について、その負担の増加を緩和するため、計算例のとおり、前年度の課税標準額（税額算定の基礎となる額）に一定の段階による、次表B欄の負担調整率を乗じて税負担の調整を図ることとしました。

上記の上昇率の区分によって、次のように負担調整率を求め、C欄のとおり課税標準額を算定します。

④上昇率	⑤負担調整率	◎51年度から53年度までの各年度分の課税標準額
1.3倍以下	1.1	前年度の課税標準額の10%増です
1.3倍を超え1.7倍以下	1.2	20% "
1.7倍を超える	1.3	30% "

2. 農地（田又は畑）の場合

51年度からは $\frac{51年度の新評価額}{50年度課税標準額} = \text{上昇率}$ (A欄)

上記の上昇率の区分によって、次のように負担調整率を求め、C欄のとおり課税標準額を算定します。

④上昇率	⑤負担調整率	◎51年度から53年度までの各年度分の課税標準額
1.3倍以下	1.1	前年度の課税標準額の10%増です
1.3倍を超える	1.2	20% "

◎固定資産税の課税標準額の計算例（昭和51年度の場合）

（各区分共 200㎡）

単位千円

区分	50年度		51年度		上昇率 C/A	負担調整率 D	51年度課税標準額 (A×D) E	税率 F	51年度の税額 (E×F)
	評価額 (48年度改訂)	課税標準額 (住宅用地) A	新評価額 B	軽減後の額 (住宅用地) C					
小規模住宅用地	1,200	300	1,500	375	1.25	1.1	330	1.4 100	4,620円
一般住宅用地	1,000	500	1,200	600	1.20	1.1	550		7,700
非住宅用地	2,100	2,100	3,600	3,600	1.71	1.3	2,730		38,220

註 (1) 小規模住宅用地のCの欄は51年度の新評価額× $\frac{1}{4}$ の軽減措置を適用した後の額です。（専用住宅1戸につき200㎡）
(2) 一般住宅用地のCの欄は51年度の新評価額× $\frac{1}{2}$ の軽減措置を適用した後の額です。
(3) 負担調整率を乗じて得た額（E欄の51年度課税標準額）が、51年度の新評価額（住宅用地の場合はC欄の額）を超える場合は、その評価額にとどめます。

山火事に
注意しましょう

区分	50年度課税標準額（評価額）A	51年度新評価額 B	上昇率 B / A	負担調整率 C	51年度課税標準額（A×C）D	税率 E	51年度の税額（D×E）
小規模住宅用地	1,200	1,500	1.25	1.1	1,320	0.2 100	2,640円
一般住宅用地	1,000	1,200	1.20	1.1	1,100		2,200
非住宅用地	2,100	3,600	1.71	1.3	2,730		5,460

註 (1)都市計画税は、小規模住宅用地・一般住宅用地の $\frac{1}{4}$ ・ $\frac{1}{2}$ の軽減措置は適用されません。

(2)負担調整率を乗じて得た額（D欄の51年度課税標準額）が51年度の新評価額を超える場合は、その評価額にとどめます

軽自動車税等の区分			改正（年額）	改正前（年額）	
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの		650円	500円	
	総排気量が0.05リットルをこえ、0.09リットル以下のもの、又は定格出力が 0.6キロワットをこえ 0.8キロワット以下のもの		1,000	800	
	総排気量が0.09リットルをこえるもの又は定格出力が 0.8キロワットをこえるもの		1,300	1,000	
軽自動車 <small>小型特殊自動車及び</small>	二輪のもの（側車付のものを含む。）		2,000	1,500	
	三輪のもの		2,600	2,000	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,200	4,500
			自家用	5,900	
	貨物用	営業用	2,900	2,500	
		自家用	3,300		
二輪の小型自動車		3,300	2,500		

軽自動車税

一、税率の改正
軽自動車税の税率が、次のとおり改正になりました。

二、低公害車（昭和五十一年度排出ガス規制基準適合車）については、昭和五十一年度、昭和五十二年間の二年間改正前の税率が適用されます。
三、所有権留保付（割賦販売等の場合）軽自動車については、買主が納税義務者、売主が第二次納税義務者となります。

ガス税

地方税法の改正により、ガス税の税率が昭和五十二年一月一日より現在の「百分の三」から「百分の二」になります。

なお、くわしくお知らせになりたい方は、道・市民税、軽自動車税、ガス税については市役所市民税課（☎〇一一一内線三三四）に、また固定資産税及び都市計画税については同資産税課（内線三三三）にお問合せ下さい。

昭和51年度分各税の納期限

道・市民税	1期	6月16日～6月30日
	2期	8月16日～8月31日
	3期	10月16日～11月1日
	4期	1月17日～1月31日
固定資産税及び都市計画税	1期	5月17日～5月31日
	2期	7月16日～7月31日
	3期	9月16日～9月30日
	4期	12月16日～12月25日
軽自動車税	全期	5月17日～5月31日

タバコは市内でお買い求め下さい。

みなさんがお吸いになっているタバコ……。そのタバコを市内でお買い求め下さいますと、そのタバコの売上げ代金の一部がタバコ消費税として、市の重要な財源の一つとなっております。室蘭市の場合、昭和51年度予算では、4億2千万円という大きな額になります。出張や旅行などで市外にお出かけのときは、市内であらかじめ用意されるなど、市民みなさんのご協力をお願いします。



23局5000番

不用品の再利用を

好評なダイヤル交換市



した。日本は非常に資源の乏しい国です。この乏しい資源を大切に使うためにも、ぜひこのダイヤル交換市のご利用をおすすめいたします。特に、今ほしい物として人気があるのは、二段ベツト、ミシン(電動式)、バスオール

みなさんのご家庭で不用品になった、例えば洗たく機、ベビーベツト、二段ベツト、ミシン等などの大型消費物品を持っているが、まだ使えるし捨てるのにもったいない、また古くてもよいかから再利用したいとお考えの方はおりませんか。

市では、このような方々のために、電話による仲介を行うため「ダイヤル交換市」を開設してあります。四十九年八月に開設してからすでに一九二件(四月二十一日現在)もの売買が成立しており、中には新品同様のものが格安で売買された例もあり、利用された方々から非常に喜ばれています。

「消費は美德」の時代は過ぎ去り、

このダイヤル交換市を利用された海岸町二丁目の実年哲夫さんから次のような感想が寄せられています。

私は、室蘭市で行っているダイヤル交換市を数回利用しましたが、大変結構なことだと思います。ちょっとダイヤルするだけで再活用ができるのですから、しかし「のどもと過ぎればなんとかやら」で、あのパニック時のことを思う時、最近では、また市場に商品があふれており、不用、不急でありながら衝動買いをしている人を見受けられますが、今の不況を乗りきるためにも、合理的、経済的に家計をやりくりしたいものです。

●このダイヤル交換市について不明の点がありましたら、お気軽に☎五〇〇〇番にダイヤルして下さい。

五月の生鮮食料品

標準小売価格の表示品目

お買物の際、みなさまの目安となる標準小売価格は、五月中つぎの十三品目について、表示小売店(市内の六十二店)に表示しておりますので、ご利用ください。

- 鮮魚 ほつけ さば そうはち
- 養殖はたて なんばんえ
- び 生わかめ
- 野菜 きゃべつ 玉ねぎ きゅ
- うり なら レタス
- 果物 甘夏柑 いちご

婦人講座受講生募集

勤労婦人センターでは、次のとおり受講生を募集しますので、この機会にぜひ受講して下さい。

講座名

▽開講日 五月十二日から隔週水曜日 昭和五十二年三月まで

▽時間 十時～十二時

▽定員 四十名

▽内容 食品公害、時事問題、文学、年金問題

園芸

▽開講日 五月二十二日から毎週土曜日 八回

▽時間 十三時～十五時

▽定員 三十名

▽教材費 一回五百円程度

料理

▽開講日 五月二十日から毎週木曜日 八回

▽時間 十八時～二十時

▽定員 四十名

▽材料費 一回三百円程度

和裁

▽開講日 五月十九日から毎週水曜日 八回

▽時間 十八時～二十時

▽定員 三十名

▽教材 女物ゆかた他一点 生地自己負担

移動講座・和裁

▽場所 勤労青少年ホーム

▽開講日 五月二十日から毎週木曜日 八回

曜日 八回

▽時間 十三時～十五時

▽定員 二十名

申込み方法

ハガキに講座名、住所、氏名、年令、電話番号を記入の上、申込み下さい。

しめきり

・女性大学 五月九日

・その他の講座 五月十五日

申込み先

勤労婦人センター(栄町二一―一二十)

母親クラブ会員募集

母親クラブでは、新入会員を募集しています。

母親クラブは市内九地区で子ども達の健全育成と母親としての教養を身につけることをめざして活発な活動をしております。どうぞこの特色を理解され、お誘い合わせのうえ入会下さい。

なお、母親クラブについて知りになりたい方、また入会ご希望の方は、各地区母親クラブまたは市教育委員会青少年課(☎七七七〇)に、おたずね下さい。

商店経営のみなさん

商業統計調査に

ご協力ください。

第18回 こどもの読書週間

5/1~5/14

「ぼくも本、わたしも本」



市立室蘭図書館では、五月一日から五月十四日までの「子どもの読書週間」を記念して、次のとおり記念行事を開催いたします。

なお、定員の決まっております「みんなで詩をつくろう」は、四月二十七日から五月六日まで、「おはなしむろらん」は五月七日から五月十四日まで、それぞれ電話で申し込みを受けます。

定員になりしだい締切らせていただきますので、ご了承下さい。

〈ミニ劇場〉

▽内容 毎回、紙芝居一巻 十分間

▽とき 五月二、六、九、十一、十四日 十五時~十五時十分

▽ところ 図書館児童室(二階)

▽対象 幼児、小学校中学年

〈みんなで詩をつくろう〉

▽内容

「パンと薔薇」主宰者 光城健 悦先生を招いて、楽しい詩の作り方を学ぶ会です。

▽とき

五月七日 十五時~十六時

▽ところ 図書館講堂(三階)

▽対象 小学校二、三年生

▽定員 五十名

〈第二回はなしむろらん〉

▽内容

御前水・本輪西地域のはなし

屯田兵のはなし 他二編

▽とき

五月十五日 十四時~十五時半

▽ところ 図書館講堂(三階)

▽対象 小学校三~六年生

▽定員 百名

※申込み、問合せ先

市立室蘭図書館(☎二一六五八)

母と子の読書会

「蘭の会」会員募集

蘭の会では、新しい会員を募集しています。蘭の会とは、こどもの本を親子で読み、児童文学を通じて児童文化を考える母親の集いです。

今までに「お母さんといっしょ」「ママは心の灯だ」などの文集も出しています。また近く「母と子の文集」が出版されます。

五月には、ピアス作「ハヤ号セイルを行く」を読む予定です。

入会資格は問いませんが、特に小学生以下のお子さんをおもちの方が対象となります。

希望者は市立室蘭図書館内(本町二一〇☎二一六五八)「蘭の会」までお申込み下さい。



市民スタジオ
むろらん

—HBC・TV5月の番組から—

●放送時間と内容

毎週土曜日11時30分~35分

1日・春の火災予防運動

・緑豊かなまちに

8日・無理のない集団生活をさせるために

・第26回測量山山開き

・街頭献血にご協力下さい

15日・室蘭市の市税と納期

22日・春の大掃除運動

・ダイヤル交換市：不用品の再利用を

29日・学校給食と偏食

・行楽シーズン：戸締りをし

っかりと

ご存じですか！広報映画「

むろらん

「人間都市をめざして」

この映画は、市の基本構想による健康で、豊かな、だれもが住みたくするような街づくりをテーマに、市民の皆さまに市の現状をありのままに見てもらい今後の市政に反映をさせることを目的に製作されました。

フィルムは十六ミリカラー(スタンダード)三十分です。

この映画は、市内の団体を対象に貸し出しますので、ご希望の方は、教育委員会社会教育課(☎

☎九四〇五七七)へ申込み下さい

なお、市民部内「市民の室」にはビデオ・カセットを備えてありたい方は、広報広聴課広報係(☎二一〇一)へ、ご連絡下さい。

室蘭市 指定水道工事店 指定水道設備公認業者 決まる

指定期間

昭和五十一年四月一日~
昭和五十三年三月三十一日

室蘭市指定水道工事店				室蘭市排水設備公認業者			
種別	指定工事店名	住 所	電 話	業 者 名	住 所	電 話	
第一種	青木組	輪西町1-8-8	44-0074	田村設備工業	宮の森町4-18-13	44-3376	
	岸田工務所	本輪西町3-27-14	55-7118	船森工務所	山手町2-7-33	22-6650	
	木下建設	宮の森町4-17-15	44-3469	石川設備工業	海岸町3-6-15	22-6319	
	佐藤設備工業	築地町138-7	22-4708	総合設備工業	中央町2-2-10	22-2151	
	三栄設備	東町1-6-30	45-4822	岸田工務所	本輪西町3-27-14	55-7118	
	総合設備工業	中央町2-2-10	22-2151	高橋衛生工業	知利別町2-8-15	44-5467	
	大辰興業	母恋北町1-4-3	22-8461	昭和設備	小橋内町1-19-18	22-2421	
	高橋衛生工業	知利別町2-8-15	44-3866	佐藤設備工業	築地町138-7	22-7512	
	田村設備工業	宮の森町4-18-13	44-3376	小川設備工業	御前水町2-5-2	22-7091	
	船森工務所	山手町2-7-33	22-5609	興和機工	日の出町2-31-21	43-1661	
	北翠設備	本町2-6-8	22-8205	大辰興業	母恋北町1-4-3	22-8461	
	港工務所	御崎町2-1-17	22-1811	青木組	輪西町1-8-8	44-0074	
	小川設備工業	御前水町2-5-2	22-7091	丸三建設美掃社	宮の森町3-1-44	44-2454	
	第二種	共信興業	母恋北町1-1-18	23-1393	木下建設	宮の森町4-17-15	44-3469
昭和設備		小橋内町1-19-18	22-2421	小本設備工業	中島町1-8-2	44-7816	
石川設備工業		海岸町3-6-15	22-6319	共信興業	母恋北町1-1-18	23-1393	
第三種	興和機工	日の出町2-31-21	43-1661	北翠設備	本町2-6-8	46-2348	
	共成土木	中央町2-8-20	22-3773	共成土木	中央町2-8-20	22-3773	
	小本設備工業	中島町1-8-2	44-7816	港工務所	御崎町2-1-17	22-1811	
	谷口設備工業	栄町2-4-12	23-1696	三栄設備	東町1-6-30	45-4822	
	丸三建設美掃社	宮の森町3-1-44	44-2454	谷口設備工業	栄町2-4-12	23-1696	

次の方々に 身体障害者相談員 精神薄弱者相談員 の

業務を委託しました

身体障害者相談員の方々

昭和五十一年度身体障害者相談員として、次の十六名の方に業務の委託をしました(任期は二年)

身体障害者相談員は、身体に障害のあるすべての人を対象に更生援護の相談に応じ、必要な指導と地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力をを行います。

また、身体に障害のある方に關する、援護思想の普及等福祉の増進を図ることを業務としております。

相談員は個人の秘密に關しては厳正に守ることになっておりますので、どんなことでもお気軽に近くの相談員にご相談ください。

〈身体障害者相談員氏名〉

▽松賀伊久 ㊟二五五八三
舟見町一〇七七八

▽石橋真澄 ㊟四〇九七
東町一〇二六〇一

▽小野寺定夫 ㊟六〇九六
高砂町五〇一〇一十六

▽相馬 進 ㊟四八九一
本輪西町五〇四八八〇五六

▽森 鉄蔵 ㊟七八四七
絵鞆町一〇一四一〇一十八

▽菅原靖男 ㊟四八九〇
幸町一〇一五

▽鈴木昌志 ㊟三二二九

母恋北町二〇一五〇一六

▽金子秀男 ㊟一三三三
御前水町二〇一九〇一二十九

▽阿部 守
大沢町三〇一五〇一七

▽柴田政夫 ㊟六一七五
輪西町一〇一七〇一七

▽井上 直 ㊟四六五〇
中島町三〇三十八〇一八

▽原 史朗 ㊟六一五四
宮の森町一〇九〇一六

▽尾崎 昇 ㊟二八九二
知利別町三〇一〇一三

▽星野 栄 ㊟七三六八
天神町十四〇一八

▽長繩昌義 ㊟八〇二一
幌萌町六二〇一十二

▽遠藤清二 ㊟六九四五
白鳥台三〇二二一〇一三

二TB二四八号

精神薄弱者相談員の方々

昭和五十一年度精神薄弱者相談員として、次の三名の方に業務の委託をしました(任期は二年)

精神薄弱者相談員は、社会奉仕の精神に基づき、精神薄弱者の更生援護に關し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び国民の精神薄弱者援護思想の普及に資する

業務を行います。

また、精神薄弱者の家庭における養育、生活等に關する相談に応じ必要な指導、助言を行うとともに、施設入所、就学、就職等に關し、関係機関へ連絡するとともに精神薄弱者に対する援護思想の普及に努めることを業務としております。

相談員は、その業務を行うに当たっては、精神薄弱者の人格を尊重し、その身上及び家族に關する秘密を厳正に守ることになっておりますので、どんなことでも、お気軽にご相談ください。

〈精神薄弱者相談員氏名〉

▽大和明夫 ㊟七三六一
水元町三十五〇一三

▽佐井一郎 ㊟九二五六
みゆき町一〇一〇一七

▽吉岡昌造 ㊟五五九八
中央町三〇七〇一十四

ろうあ者

緊急カードを 交付します

市では、室蘭市内に居住する、ろうあ者(聴力障害者)の方々に非常、災害時に便利な「ろうあ者緊急カード」を無料で交付いたします。

このカードは、十四枚セットになっており用件にあわせて、カードを通行人等に見せるだけでわかるようにできております。

また、携帯にも便利ないように濡れても破損しない紙質でビニール

ケースに収めてあります。

内容は、緊急用、日常用、白紙カードに分けてあります。

このカードを交付する対象者は身体障害者手帳の交付を受けている聴力、言語障害者で話のできない方です。

該当の方で、このカードを必要とされる方は身体障害者手帳と印章をご持参のうえ、交付を受けて下さい。

▽交付場所
市福祉課福祉係(㊟二一一一内線四六三)

水族館・科学館を 無料開放

心身障害児とその付添い人

市では、心身に障害のある児童に水族館・科学館を無料で開放いたします。

対象は、市内に居住する十八歳未満の必身障害児とその付添いの方一名です。入館するとき身体障害者手帳、または療育手帳を提示して下さい。

また身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けていない方は、市で「優待券」(本年度分は薄緑色)を発行いたします。市内の施設、小、中学校の特殊学級に通っている方は各学校をとおして交付いたします。在宅の方は、市福祉事務所福祉課福祉係に申請して下さい。

くわしくは市福祉課福祉係(㊟二一一一内線四六三)へ

道南バスの降車を スムースにするため

第一種身体障害者証を 交付します

これまで身体障害者手帳を有する障害者の方々が、バス(乗合自動車)を利用する際、身体障害者手帳を運転者又は車掌に提示して運賃の割引、あるいは単独、介護付等の確認をしてもらっていましたが、このたび、道南バス株式会社から「混雑等の場合、特に介護人付の確認が困難であるので、ひと目でわかる方法にしたい」旨の要請がありましたので市と道南バス株式会社と協議の結果介護人付の方にのみ、第一種身体障害者証(薄オレンジ色の厚紙に黒字)を交付することになりました。

なお、この証は道南バスを利用するときのみ、使用するものですから、他に利用することは一切できません。

くわしくは、この証の裏面に記載されております。

交付期間は別に定めませんが、なるべく早い時期に交付を受けて下さい。

▽交付場所
各地区サービスセンター
市福祉課福祉係(㊟二一一一内線四六三)

▽身体障害者手帳と印章をご持参下さい。

くわしくは市福祉課福祉係(㊟二一一一内線四六三)へ



▲ 磯の生物コーナー



水族館のシンボルマーク
アブラボウズ



▶ 魚類もより豊富に……

現在、福祉年金を受けている人は、毎年五月に「福祉年金定時届」をすることになっています。この届出は、福祉年金を受けている人、その配偶者または世話をしている扶養義務者などの前年における所得の状況を届けるものですが、これによって今年の五月から来年四月までの一年間、福祉年金を支給するかどうか決定する重要な届出です。

**福祉年金定時届の
受付はじまる**

また、行業のシーズンで何かと出かける機会も多くなりますが、お出かけの前にも、もう一度火の元を点検しましょう。

**もう一度
火の元の点検を**

この時期は、異常乾燥期でありちよつとした小さな火でも大きな火災になりますので、家庭や職場では「火の元」の点検を励行しましょう。茶焼や原野などに火入れをするときは、必ず最寄りの消防機関へ届出て、消火の準備も合せて行いましょう。

したがって、この届出をしなかったり、期日に遅れたりしますと引き続き年金を受けることができなくなったり、九月六日の福祉年金支払日（五月から八月までの分）に間に合わない場合もありますから、この届出は定められた期日に必ず出しましょう。

▽持参するもの
福祉年金証書
昭和五十年分源泉徴収票（給与所得者のみ）
なお、くわしくは市保険年金課 国民年金係（☎☎一一一内線四五八）にお問合せ下さい。

受付会場

期日	時間	場所	期日	時間	場所
5月15日	9.30~12.00	白鳥台地区福祉センター	5月21日	9.30~16.00	中島地区福祉センター
			" 22日	9.30~12.00	高砂地区福祉センター
5月17日	9.30~16.00	祝津地区福祉センター	5月24日	9.30~16.00	本輪西地区福祉センター (衛生課分室)
" 18日		母恋地区福祉センター	" 25日		
5月19日	"	輪西地区福祉センター	5月26日	"	中央地区福祉センター (本庁舎1階)
" 20日		東地区福祉センター	" 29日		

室蘭市中小企業振興資金制度

4月1日から、市融資制度が次のとおりになりました。

◎申込み、問合せは………
市商工観光課中小企業相談センター、金融指導係
(☎ 1111 内線359、354)

資金種別	融資条件			
	用途	限度額	期間(据置)	利率
一般資金	経営安定資金	500万円	2以内 1年以内	年7.25%
	設備近代化資金	1,000万円	7以内 1年以内	年7.5%
特例事業資金	組合事業資金	3,000万円	3以内	年7.25%
	公害防除施設資金	(運転のみ)	6以内	年7.5%
	労働福祉施設資金	1,500万円	10以内 2年	年7.5%
小規模事業資金	小口資金	200万円	3以内 6か月	年7.0%
	従業員独立開業資金	500万円	7以内	年7.3%
	(運転のみ)	200万円	3以内	年7.0%
特別対策資金	経済変動緊急特別資金	300万円	3以内 6か月	年8.5%

※ 保証協会の「保証付」を受けるための保証料………年1.11%

市有地を無断で使用したり

耕作することはできません

市有地の斜面などを耕して畑を作っている方が見受けられますが

雨が降りますと崖崩れや土砂崩壊の原因となります。大変危険ですのでやめましょう。
なお、市でもパトロールを強化してきますが、耕作者を発見した場合、市へ連絡下さるなど、市民みなさんのご協力をお願いいたします。
また、市有地に物を放置するなど許可なく使用することもできませんのでご注意ください。



給与所得者収入基準表

種別	収入基準表
扶養者数 0	932,001～1,301,999円
1	1,124,001～1,603,999円
2	1,362,000～1,877,999円
3	1,656,000～2,151,999円
4	1,930,000～2,425,999円
5	2,204,000～2,701,999円

市営住宅知利別団地 (第一種住宅)

次のとおり募集します

- ▽種別 第一種
- ▽公募戸数 十五戸
- ▽鉄筋コンクリート五階建
- ▽三DK浴室付(一戸当面積六四・二二平方メートル)
- ▽建設場所 知利別町一丁目
- ▽入居予定 七月中旬
- ▽家賃 二万三千八百円
- ▽受付場所 市住宅課
- ▽各地区サービスセンターにある申込み用紙に所定の事項を記入のうえ、市住宅課管理係へ提出して下さい。
- ▽受付期間・時間 五月十日(月)～十五日(土) 市役所の執務時間内
- ▽入居資格 室蘭市内に住所又は勤務先があり、税金を滞納していない方で

特別土地保有税の申告納付をお忘れなく

- 次の条件を備えている方
 - ①五十分分の給与所得の源泉徴収票(同居、家族に収入があるものも含む)、給与所得収入基準表(別表)に示す基準の範囲内であること。
 - ②現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む)であること。
 - ③現に住宅に困窮していること
- なお、公募戸数十五戸は四階、五階の部分に入居していただくこととなります。
くわしくは市住宅課(☎2111)内線五八二(三)へおたずね下さい。
※申込み用紙は五月四日より市住宅課及び各地区サービスセンターで交付いたします。

苗木即売会

- ▽5月2日～7日 輪西公園(七条通り)
- ▽5月8日～10日 市役所前通り(幸町)
- ・室蘭を緑いっぱいにする会
- ・道南花木生産販売組合
- 共催

高砂テニスコートの貸し出し受付中

- ▽コート面数 六面
- ▽貸し出し期間 十月末日まで
- ▽使用時間 九時から日没まで
- ▽申込方法 使用日の二週間前から三日前までに、所定の申請書を提出し許可を受けて下さい。
- ▽受付場所 市体育館(☎47522)

街頭献血にご協力下さい。

とき・五月十三日(木)
十三時～十五時
ところ・中島ホームストア前